

契約の方法及び見積の条件

(随意契約・測量設計調査業務・予定価格 200 万円以下のものの場合)

1 契約の方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約とする。

2 見積りの条件等

見積りの際提示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 見積書の記載金額

決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 最低制限価格

施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づき、最低制限価格を設定する。

(3) 契約相手方の決定

予定価格の制限範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低の価格をもって見積した者と契約する。

(4) 契約保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 228 条に定める契約保証金は契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。

なお、業務委託料が 300 万円に達しないときは納付を免除する。

ただし、契約締結後において、業務委託料の変更により変更後の業務委託料が 300 万円以上となるときは、この限りでない。

また、契約の保証を付す場合は、別紙「契約の保証について」によること。

(5) 前金払

業務委託料が 50 万円以上の場合における規則第 112 条第 1 項で定める前金払は、3 割以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(6) 委託の期間

委託の期間は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。

ただし、委託の着手時期は、契約締結の日から起算して 7 日以内において委託者が指定する日とする。

(7) 委託契約書

別添（案）のとおり。

(8) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

(9) 見積りの際提示すべき書類は、次のとおりとする。

ア 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書

イ 委託契約書（案）

3 その他

設計書及び仕様書の内容に疑義がある場合は、指定の質問書に記載し見積日の前々日の正午までに南会津建設事務所総務課へ提出すること。（質問書様式は[南会津建設事務所ホームページ](#)に掲載）

契約の方法及び見積の条件

(随意契約・測量設計調査業務・性質又は目的が競争入札に適しないものの場合)

1 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

2 見積りの条件等

見積りの際提示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 見積書の記載金額

決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 最低制限価格

施行令第167条の10第2項に基づき、最低制限価格を設定する。

(3) 契約相手方の決定

予定価格の制限範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低の価格をもって見積した者と契約する。

(4) 契約保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第228条に定める契約保証金は契約金額の100分の5以上の額とする。

なお、業務委託料が300万円に達しないときは納付を免除する。

ただし、契約締結後において、業務委託料の変更により変更後の業務委託料が300万以上となるときは、この限りでない。

また、契約の保証を付す場合は、別紙「契約の保証について」によること。

(5) 前金払

業務委託料が50万円以上の場合における規則第112条第1項で定める前金払は、3割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(6) 委託の期間

委託の期間は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。

ただし、委託の着手時期は、契約締結の日から起算して7日以内において委託者が指定する日とする。

(7) 委託契約書

別添（案）のとおり。

(8) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により、委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

(9) 見積りの際提示すべき書類は、次のとおりとする。

ア 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書

イ 委託契約書（案）

3 その他

設計書及び仕様書の内容に疑義がある場合は、指定の質問書に記載し見積日の前々日の正午までに南会津建設事務所総務課へ提出すること。（質問書様式は[南会津建設事務所ホームページ](#)に掲載）